

令和5年度「佐賀さいこう！情報発信事業」企画・運営等業務委託仕様書

1 目的

関西圏において、佐賀県の情報発信等の展開が期待できる本県にゆかりのある人や事業者等に向けて、佐賀の魅力を紹介する食事会等を開催するとともに、一定以上の期間、飲食店等において佐賀の食材等を使用したメニューを提供（飲食店等タイアップ）することで、関西における佐賀県の良好なイメージの醸成を図るとともに、観光客の誘致及び特産品の販売促進等につなげる。

2 委託業務名

令和5年度「佐賀さいこう！情報発信事業」企画・運営等業務

3 事業概要

(1) 食事会等の実施

期 間 令和5年11月下旬もしくは令和6年2月上旬

会 場 京都市内の飲食店等

参加規模 20～30名程度

内 容 県が招待する事業者等の要人・関係者及びインフルエンサー等が参加する食事会、トークイベント、体験会等

参加者の業態 市場、百貨店、小売、旅行、製造、ホテル、料理、文化芸術、メディア等を想定

(2) 飲食店等タイアップ事業の実施

期 間 令和5年11月下旬以降の2週間以上の期間

会 場 京都市内もしくは大阪市内の飲食店等

内 容 一般客に向けた県産品を使用した料理の提供等

4 委託業務の内容

(1) 食事会等の企画に関する業務

(ア) 食事会等の企画（内容、会場、ゲスト（トークイベント出演者等）の選定 等）

- ① 参加者が、佐賀の魅力を自ら自身の SNS 等で発信したり、他の人に話したくなるような内容であること。
- ② 参加者が、佐賀についてもっと知りたい、知らせたい、佐賀に旅行したい、させたい、佐賀の特産品を購入したい、させたい、といった行動につながる内容とすること。
- ③ 「いちごさん」など佐賀産食材を中心とした食事や体験コンテンツによる佐賀の情報発信を行うこと。
- ④ 事業コンセプト及び事業タイトル「佐賀さいこう！○○○」を考案すること。
- ⑤ 参加者として、関西圏において情報発信等の期待が大きい関西圏在住者及びインフルエンサー等を提案すること。
- ⑥ ゲスト（トークイベント出演者等）は、佐賀県の観光、食材、焼き物等のコンテンツに知見がある方とすること。

(2) 食事会等の運営に関する業務

(ア) 食事会等の運営（参加者及びゲスト（トークイベント出演者）対応、ゲスト（トークイベント出演者）の旅費・食事等の手配、司会、スタッフ手配、進行管理、受付、案内、人員整理、誘導、招待者接遇対応、進行シナリオ、スタッフ運用マニュアルの作成、その他の運営に必要な諸物品の作成及び調達 等）

(イ) 会場レイアウト・設営（サイン、メニュー表の制作・設置・撤去、会場設営のために必要な什器・機材・照明・音響等の調達、設置、操作（オペレーター含む）、撤去、原状回復、受付等の場所の設営・撤去、会場内の装飾 等）

- ① 食事会は、佐賀産食材等を使った食事会形式とし、運営・進行を行うこと。
- ② 参加者に対し、アンケートを実施すること。
- ③ 会場の手配や食事会、トークイベント、体験会等の運営にあたり必要となる物品等の調達、スタッフの手配、会場設営及び撤去等を行うこと。
- ④ 参加者からの参加費の徴収は行わないこと。
- ⑤ 感染防止対策を行うこと。
- ⑥ 参加者の満足度が高まるようにソフト、ハードの両面を検討し、工夫を凝らすこと。

(3) 飲食店等タイアップ事業の企画に関する業務

(ア) 飲食店等タイアップ事業の企画（内容、会場 等）

- ① 良いモノ・コトに触れることで、その後の購買や発信などの行動につながる可能性のある方をターゲットとする。例示として、情報発信力や可処分所得が高い女性を中心とした30～50代を想定。
- ② 佐賀の食材等を使用したメニュー等を提供すること。
- ③ 佐賀の食材等を使用したメニュー等を食した者が、同メニュー等を、自ら自身のSNS等で発信するような満足度の高い内容とすること。
- ④ 佐賀の食材等を使用したメニュー等を食した者が、佐賀についてもっと知りたい、佐賀に旅行したい、佐賀の特産品を購入したいといった行動につながる工夫をすること。
- ⑤ 佐賀の食材等を使用したメニュー等を食した者が、佐賀県関西・中京事務所のInstagram ページに「いいね！」するなど、食事会終了後も佐賀の情報を伝えることができる内容であること。

※会場の提案にあたっては、イベント後も継続して佐賀県産品の消費に繋がる可能性のある場所が望ましい。

※会場提案のあった候補から、会場のスペックや周辺環境等を考慮し、佐賀県と受託者が協議のうえ決定する。

(4) 飲食店等タイアップ事業の運営に関する業務

(ア) 飲食店等タイアップ事業の運営（食事等の手配その他の運営に必要な諸物品の作成及び調達 等）

(イ) 会場レイアウト・設営（サイン、メニュー表等の制作・設置・撤去、会場設営のために

必要な什器・機材・照明等の調達、設置、原状回復、受付等の場所の設営・撤去、会場内の装飾 等)

- ① 各種広報媒体等を用いて、広く広報を実施すること。
- ② 佐賀の食材等を使用したメニュー等を食した者に対し、アンケートを実施し、スタッフは来店者に対しアンケート回答の協力を促すこと。
- ③ アンケート回答者に抽選でプレゼントが当たる企画を行うなど、アンケート回収率を高める工夫をすること。
- ④ 会場の手配、運営に当たり必要となる物品等の調達、スタッフの手配、会場設営及び撤去等を行うこと。
- ⑤ 来店された方が、佐賀県のタイアップ事業を展開していることが分かるようソフト、ハードの両面で対応すること。

5 事業の報告について

業務委託完了後、速やかに実績報告書を冊子及びデータで提供するものとする。なお、写真は二次使用が可能なデータを提供すること。

- (1) 業務委託完了報告書
- (2) 事業報告書 (概要、写真(食事会等及びタイアップ事業実施状況)、アンケート結果等)
- (3) 本事業を更に進めるための次年度以降の展開案等

6 委託期間

契約締結の日から令和6年3月15日(金)まで(予定)

7 委託額の上限額

3,965千円(消費税及び地方消費税額を含む)を上限とする。

8 委託料の支払い

完了払

9 その他

- (1) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、佐賀県関西・中京事務所と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては、責任者を明確にし、佐賀県関西・中京事務所職員等関係者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (2) 食事会等の参加者及びタイアップメニューを食した者との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (3) 他企業からの協賛を受けて業務を実施することも可能とするが、その場合、協賛企業に対して参加者の個人情報の提供はしないこと。
- (4) 収集した個人情報は、この業務を遂行する目的以外の目的のために利用しないこと。

- (5) 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (6) 個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう努め、業務終了後は、収集した個人情報を速やかに廃棄し、又は消去すること。